

社会福祉センター事業案内

「資料4 社会福祉センター図面」にある各事業について概要をお示しします。内容が伝わりやすいよう、名称等を簡略化している部分もありますのでご了承ください。

各事業については、モデルとしてお示しするもので、政策決定したものではありません。今後、サウンディング調査の内容や「資料6 社会福祉センター事業内容検討会 提言書」を踏まえて事業内容の検討・決定を行います。

① 地域交流スペース(新規事業)

(1) 事業概要

詳細はサウンディング資料3を参照。

社会福祉センター利用者や地域住民が「つどえる場」として喫茶コーナー等を設置。また、当該事業を中間就労先として設定したい。

(2) 対象者

社会福祉センター利用者及び地域住民

(3) 事業内容

開所時間：社会福祉センター開館時間を勘案して決定

② 福祉作業所(継続事業)

(1) 事業概要

社会福祉法に定める社会事業授産施設です。高齢者や障害者に就労の機会を与え、自立を助長させることを目的に実施しており、民間企業から受注した「箱おり」や「雑誌の付録づめ」、なごやか文庫の運営などを行っています。

(2) 対象者

市内に居住する高齢者、被生活保護者、身体障害等の理由で一般就労が困難な方。

(3) 事業内容

開所時間：午前9時から午後4時

休日：土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

現在の利用者：29名 平均年齢66歳

(4) その他

再生後は実施する部屋を変更し、事業内容等を見直しながら継続予定。

③ なごやか文庫(継続事業)

(1) 事業概要

古本販売を中心としたリサイクルショップ。地域から寄贈された本を福祉作業所でクリーニングし安価で販売している。

(2) 対象者

従業員：福祉作業所利用者（販売はほぼ無人販売）

(3) 事業内容

- ・社会福祉センター開館時間は常に営業（無人販売）
- ・年間 130 万円程度の売り上げ。冬期に 1 週間実施する古本市では計 80 万円程度の売り上げ。

(4) その他

再生後は、施設の状況にあった形で運営を継続予定。

④ 就労相談(新規事業)

(1) 事業概要

シニア世代、子育て中の方などを対象とした就労相談事業。年齢や就労時間の制限により「働きづらい」を抱えている人に対して、寄り添い型の就労支援を行う。

(2) 対象者

年齢や就労条件などで「働きづらさ」を感じている方

(3) 事業内容

ハローワーク等での就労活動では、就労決定が困難な方に対し、そのような事情を考慮した案件を開拓し、支援・紹介・あっせんを行う。(短期、ワークシェアなど)

開所時間、来場想定数：未定

⑤ 知的成人余暇活動支援(新規事業)

(1) 事業概要

青年・成人の知的障害者が日中活動や就労後に交流や集団活動を目的として集まる場所。

(2) 対象者

市内の成人知的障害者

(3) 事業内容

開所時間：土日を含む週4～5日。平日は夕方から夜間。休日は日中を想定。

利用人数：登録者30～40名、平均来所者5～10名を想定。

⑥ 事務スペースの貸し出し(新規事業)

(1) 事業概要

地域で活動する福祉団体に対して事務所を貸し出す。貸出期間は1～2年を想定。貸出団体の選定は市が行う予定。

(2) 対象者

市内で活動する団体

(3) 事業内容

貸出想定：1Fの部屋を市民団体へ貸し出す。それぞれの部屋は施錠可能とし、各団体の責任にて管理する予定。使用可能時間は社会福祉センター開館時間に合わせる。

⑦ 集会室の貸し出し(継続事業)

(1) 事業概要

地域への集会室の貸し出し。地域福祉に関する団体には施設使用料を免除している。

(2) 対象者

市内在住、在勤の団体等、地方公共団体、社会福祉協議会等が主に利用

事業内容

貸し出し区分：午前、午後、夜間（利用率48.3%：平成28年度）

貸し出し施設：第一会議室、第二会議室（再生後は第三会議室を追加予定）

(3) その他

再生後は、市が指定する団体に対し通年での予約枠を設置予定。（例：団体Aに対し、毎月第2、第4水曜日の午前中を通年で予約など）